

令和5年度より適用される主な税制改正について

1. 雑所得における範囲の明確化について（300万円以下の副業は雑所得？）

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正により、雑所得の範囲が明確化されました。

〈改正前〉

事業から生じたと認められるものを除き、雑所得に該当する。

〈改正後〉

事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

（参考）事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得（注）	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

（注）次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

2. 成年年齢引き下げに伴う未成年者の非課税措置の範囲について

未成年者は、合計所得135万円以下の場合、個人住民税の非課税措置を受けることができます。

民法改正に伴い、18歳未満の方がこの措置の対象となりますが、未成年者に該当するかは賦課期日（令和5年度は令和5年1月1日）現在の年齢で判定し、令和5年度課税から適用されます。

令和4年度	令和5年度
20歳未満 平成14年1月3日以降に生まれた方	18歳未満 平成17年1月3日以降に生まれた方

※婚姻した場合には民法上成年者としてみなされるため、18歳未満であっても未成年には該当せず、婚姻した後に離婚した場合でも成年者としてみなされます。

3. 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの入居者が対象となりました。

区 分	居住年			
	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
認定長期優良住宅 (長期優良住宅)	5,000万円 【13年間】		4,500万円 【13年間】	
低炭素建築物 (認定低炭素住宅)				
低炭素建築物とみなされる特定建築物 (認定低炭素住宅)	4,500万円 【13年間】		3,500万円 【13年間】	
特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ住宅)				
エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	4,000万円 【13年間】		3,000万円 【13年間】	
一般の新築住宅 (その他の住宅)	3,000万円 【13年間】		0万円(2,000万円) 【10年間】(注)	
控除率	全期間 一律 0.7%			
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 → 1,000万円以下)			
床面積要件	50㎡以上 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 → 40㎡以上50㎡未満)			

個人住民税における控除限度額

	改正前	改正後
入居年	平成26年4月から 令和3年12月まで	令和4年1月から 令和7年12月まで
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)

(注1)当該住宅の取得等に適用される消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)が適用されます。

(注2)令和4年中に入居した方で、当該住宅の取得等に適用される消費税の税率が10%かつ以下の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしている場合は、所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)が適用されます。

* 新築の場合…令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

* 建売・中古・増改築等の場合…令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

(注3)令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅は、省エネ基準を満たしている必要があります。

控除期間

条件	新築・買取再販の認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅)等	新築・買取再販の その他の住宅(一般の住宅)等		既存住宅
入居年	令和4年から 令和7年まで	令和4年または 令和5年	令和6年または 令和7年	令和4年から 令和7年まで
控除期間	13年	13年	10年	10年

* 買取再販住宅…既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化し販売する住宅

4. セルフメディケーション税制の見直し（適用期間の5年延長等）

セルフメディケーション税制改正内容		
	改正後	改正前
適用期間	令和4年1月1日から 令和8年12月31日 (令和5年度～令和9年度)	平成29年1月1日から令和3年12月31日 (平成30年度～令和4年度)
税制対象医薬品	対象を医療費適正化の効果が 高いもの重点 ※スイッチOTC医薬品の中で医療費適正化の効果が低いものを除外し、効果が高いと認められるものを追加	スイッチOTC医薬品
手続き	・医薬品購入費…明細を添付	・医薬品購入費…明細を添付
	・健康の保持増進、疾病の予防の取組に関する書類添付または提示→ 不要 （※令和4年度～） (手元保管となり、取組に関する事項を明細に記載)	・健康の保持増進、疾病の予防の取組に関する書類添付が必要 (e-Taxの場合は手元保管)

5. 退職所得課税の見直し

令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当に関して、勤続年数5年以下の役員等（※）以外の方についても計算方法が変更となります。※法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員

改正後：退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について**全額**を課税の対象

改正前：退職所得控除額を控除した後の金額の**2分の1**の額を課税の対象

短期退職所得（収入金額－退職所得控除）課税対象額の計算方法		
退職所得	300万円以下の場合	300万円を超える場合
計算方法	(収入金額－退職所得控除) × 1/2	150万円 (注1) 300万円以下の部分の退職所得金額 + {収入金額－(300万円+退職所得控除)} (注2) 300万円を超える部分の退職所得金額

